

# 新設合併・新設分割（エンジェル税制の適用対象外となる場合）

## 目次

1. 新設合併・新設分割はエンジェル税制の適用対象外
2. 法人設立届出書の記載
3. 吸収合併と吸収分割の場合

### 1. 新設合併・新設分割はエンジェル税制の適用対象外

新設合併または新設分割により設立された会社にはエンジェル税制の適用はありません。中小企業等経営強化法施行規則第9条第1号には次のように新設合併や新設分割を除外する旨が明文化されています。

「法第二条第四項第二号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であって次のいずれかに該当するものであること又は法同項第三号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であること。」

### 2. 法人設立届出書の記載

会社設立後に税務署に提出する種類の一つに「法人設立届出書」があります。この届出書の記載事項の一つに「設立の形態」があり、次の5つのどれかに○を付けることになっております。

1. 個人企業を法人組織とした法人である場合
2. 合併により設立した法人である場合
3. 新設分割により設立した法人である場合
4. 現物出資により設立された法人である場合
5. その他

これらのうち2と3に○がついている企業はエンジェル税制優遇措置の対象外となります。エンジェル税制の申請書類の一つに「法人設立届出書」がありますが、この趣旨は、東京都が新設合併または新設分割により設立された会社かを確認することにあります。

### 3. 吸収合併と吸収分割の場合

#### (1) 吸収合併による存続会社・吸収分割による既存会社等は適用余地あり

以上のように、新設合併により設立した法人は対象外ですが、吸収合併（他の会社の全事業を取得すること）による存続会社や、吸収分割（他の会社の一部の事業を取得すること）による既存の会社（分割会社、分離元企業）や他の既存の会社（承継会社、分離先企業）はエンジェル税制の優遇措置を受けるための対象から外れるとは限りません。これらの存続会

社または既存の会社（分割会社、分離元企業）や他の既存の会社（承継会社、分離先企業）がその後通常増資をした場合には、エンジェル税制の適用対象となる余地があります。

## **（２）吸収合併により株式を取得した消滅会社の株主はエンジェル税制の適用対象外**

吸収合併により、消滅会社の株式が消滅した場合、消滅会社の株主が存続会社の株式を消滅会社の株式の対価として取得することになりますが、これは現金出資でなく現物出資により取得した株式であり、金銭の払い込みによる株式の取得ではないため、株式取得時のエンジェル税制の適用はありません（個人投資家要件1（＝金銭の払込みにより、対象企業の株式を取得していること）に反します。）。

また、株式売却時のエンジェル税制の適用についても、

- ① 株式取得時における会社が既に消滅している
  - ② 取得した株式は現金出資でなく現物出資により取得したものである
- ことから、株式売却時のエンジェル税制の適用も受けることはできません。

## **（３）吸収分割により株式を取得した分離元企業はエンジェル税制の適用対象外**

吸収分割により、既存の会社（分割会社、分離元企業）が譲渡した事業の対価として株式を取得することがありますが、この場合は、株式を取得するのは個人株主でなく法人（分離元企業）であるため、個人投資家を対象とするエンジェル税制は、株式取得時および株式売却時のいずれの時点においても適用対象とはなりません。